

# 福岡県公報

令和 2 年 12 月 25 日  
第 163 号

## 目 次

### 告 示 (第974号 - 第993号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○救急病院の認定	(医療指導課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	8

## 公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	14
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	19
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	19
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
<b>選挙管理委員会</b>		
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	21
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万		

に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ……………21

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………21

○海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………22

**公安委員会**

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………22

○猟銃の操作及び射撃の性能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) ……………23

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ……………24

**雑 報**

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………24

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………25

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………25

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………25

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………26

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………26

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………27

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………27

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………27

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………28

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………28

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………29

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………29

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………29

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………30

○西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) ……………30

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨 (男女共同参画推進課) ……………31

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨 (男女共同参画推進課) ……………32

**再 掲**

○家さん等の移動禁止の一部改正 (畜産課) ……………33

**告 示**

**福岡県告示第974号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	大川市大字大野島2088番1先から 大川市大字大野島1503番3先まで

**福岡県告示第975号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

南筑後	443号	みやま市瀬高町大江2047番先から みやま市瀬高町小川2061番先まで
-----	------	--

**福岡県告示第976号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
弥永協立病院	久留米市六ツ門町12-12	令和3年1月1日から 令和5年12月31日まで

**福岡県告示第977号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑生歯62	野田歯科クリニック	筑後市大字山ノ井83-5	R2・11・1
粕生薬185	ハーモニー薬局 仲原店	糟屋郡志免町別府北一丁目16番13号	R2・12・1
福津生薬44	さんくす薬局 福間店	福津市日蒔野三丁目1-109	R2・11・1

春生薬75	あかとんぼ薬局 惣利店	春日市惣利一丁目122	R2・11・1
春生薬76	さんくす薬局 須玖南店	春日市須玖南三丁目87番	R2・11・1
大生薬200	さかい薬局 宝坂店	大牟田市原山町2-8	R2・12・1
朝倉生訪5	訪問看護ステーション てとて	朝倉市来春116-2 チェリーメイトA棟	R2・12・1
田生訪30	えくほ訪問看護ステーション 田川楠営業所	田川市大字楠1892番地	R2・12・1

**福岡県告示第978号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑生歯30	野田歯科医院	筑後市大字山ノ井83-5	R2・10・14
両生歯51	井上歯科診療所	朝倉郡筑前町東小田78-4	R2・11・16
福津生薬26	さんくす薬局 福間店	福津市日蒔野三丁目1-109	R2・10・31
宰生薬6	有限会社 美しま薬局	太宰府市五条二丁目22-7	R1・8・31
春生薬70	さんくす薬局 須玖南店	春日市須玖南三丁目87番	R2・10・31

**福岡県告示第979号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生柔119	松原 克隆	古賀市久保1309-2 千鳥タウンコートS-201	R2・12・1
小生柔46	志多田 渚	朝倉郡筑前町東小田1115-10	R2・11・1
粕生柔205	峯 裕馬	糟屋郡宇美町平和二丁目21-2	R2・11・2

#### 福岡県告示第980号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
粕生柔201	山崎 裕斗	春日市松ヶ丘6-5 ビオス松ヶ丘202	R2・11・2

#### 福岡県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大野居135	タカラ薬局 上大利	大野城市上大利五丁目2-13	R2・7・16	居管・予居管
み居78	ハート薬局 みやま店	みやま市瀬高町下庄2203-12	R2・11・1	居管・予居管
飯介福9	特別養護老人ホームサン・ふれあい菰田	飯塚市菰田115番地2	R2・9・1	短生・予短生
柳居90	小規模多機能型居宅介護うらら	柳川市大和町皿垣開464番地1	R2・10・1	小居・予小居

#### 福岡県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
------	----	-----	-------

大野支10	愛ケアプランサービス	大野城市川久保三丁目3-23	R2・11・30
大野居28	愛ヘルパーステーション	大野城市川久保三丁目3-23	R2・11・30

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川支82	川崎町地域包括支援センター	田川郡川崎町大字田原804	H31・3・31
豊支16	JA福岡京築ケアプランサービス「さくらんぼ」	豊前市大字薬師寺70-1	R2・11・30
豊居34	JA福岡京築介護ショップ「さくらんぼ」	豊前市大字薬師寺70-1	R2・11・30

## 福岡県告示第983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宰居92	訪問看護ステーションユーフット太宰府	訪問看護ステーションユーフット	太宰府市通古賀五丁目1番1号	R2・11・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行支37	今元高齢者相談支援センター	行橋市大字稲童3929-2	行橋市大字金星370番地4	R2・10・1
田居50	有限会社ヘルパーステーション心愛	田川市大字伊田4415-1 多加和ホーム2階22号	田川市大字夏吉329番地 山倉荘10号	R2・11・13
行居94	オンブズマンめぐみ訪問介護	行橋市大字宝山899-4	行橋市中央二丁目12-24	R2・9・1

## 福岡県告示第984号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 施行者の名称

大野城市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 7・5・1-108号 中川久保線

## 3 事業施行期間

令和2年12月25日から令和10年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

大野城市御笠川四丁目、中一丁目及び大字中地内

## (2) 使用の部分

なし

## 福岡県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福 岡	県 道	猪 野 栗 線	前	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで	5.6 ～ 19.0	436.0	
			前	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで	10.0 ～ 19.0	480.0	うち県道猪野土井線重用延長225.0メートル
			後	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで	5.6 ～ 19.3	436.0	
			後	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで	8.0 ～ 19.3	480.0	うち県道猪野土井線重用延長225.0メートル

**福岡県告示第986号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	久 光 西小田 線	前	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	7.8 ～	650.0

			で	22.0	
			前	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	9.0 ～ 27.0 520.0
			後	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	7.8 ～ 22.0 650.0
			後	朝倉郡筑前町上高場850番先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで	9.0 ～ 27.0 520.0

**福岡県告示第987号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	久 光 西小田 線	朝倉郡筑前町上高場865番1先から 朝倉郡筑前町上高場935番1先まで

**福岡県告示第988号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386号	朝倉市山田2198番 1 先から 朝倉市山田2147番 1 先まで

**福岡県告示第989号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	殖 木 入 地 甘 木 線	朝倉市中島田1132番先から 朝倉市中島田944番先まで

**福岡県告示第989号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域  
大牟田市新港町 1 番170の一部
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性  
規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

**福岡県告示第990号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第509号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三ノ瀬(f)-1	八女市立花町下辺春（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三ノ瀬(f)-2	八女市立花町下辺春（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第991号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第510号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

三ノ瀬(f)-1	八女市立花町下辺春（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
三ノ瀬(f)-2	八女市立花町下辺春（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第992号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三ノ瀬(f)-1	八女市立花町下辺春（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三ノ瀬(f)-2	八女市立花町下辺春（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第993号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三ノ瀬(f)-1	八女市立花町下辺春（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
三ノ瀬(f)-2	八女市立花町下辺春（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
カラープリンタ複合機印刷サービス単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一  
定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経  
過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と  
して使用する者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
 この公告の日から令和3年1月13日(水曜日)までとする。  
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

カラープリンタ複合機印刷サービス単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年2月3日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA

05	02	電気通信機器	AA
----	----	--------	----

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-641-4141 内線2215
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和2年12月25日（金曜日）から令和3年2月2日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和3年2月3日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時  
令和3年2月4日（木曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
各見積単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
各契約単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、そ

の証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
The unit – price contract concerning a color printing service
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on February 3, 2021
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata – ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext. 2215)

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

パーソナルコンピュータ他（備26）

## 2 競争入札参加者の資格

### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組

合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等  
シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）  
ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）  
セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）  
ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し  
タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿  
チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し  
ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）  
テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年1月12日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

パーソナルコンピュータ他（備26）

(2) 調達物品及び数量

パーソナルコンピュータ 一式

(3) 履行期限

令和3年3月26日（金曜日）

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年2月4日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
05	11	諸機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課に令和3年1月21日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先  
福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（行政北棟2階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3602（ダイヤルイン）

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年12月25日（金曜日）から令和3年1月21日（木曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

ア 郵送する場合 令和3年2月3日(水曜日) 午後5時00分

イ 電子及び持参する場合 令和3年2月4日(木曜日) 午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

## (2) 日時

令和3年2月5日（金曜日）午後2時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、令和3年2月12日（金曜日）午後2時00分に再度の入札を行う。

ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）100の分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Personal computer and others
- (2) Delivery period : By March 26, 2021
- (3) Delivery place : According to the specifications
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 P M on February 4, 2021
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division , General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3092

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37号第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備えおきます。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の制定による水産資源保護法の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 規則の公布日

令和2年12月22日

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ久留米西店  
(2) 所在地 久留米市白山町字鳥飼3番6 外5筆

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 特にありません

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大川
- (2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更計画については、軽微な変更（出店業者・代表者及び住所の変更）であり、市の条例に抵触する等の問題はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパースポーツ ゼビオ春日店
- (2) 所在地 春日市春日五丁目51番地 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ビバモール赤間
- (2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項（交通対策課：0940-62-3592）

・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

（防災企画課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099）

・歩行者の安全確保に十分配慮してください。

・児童生徒の通学に十分注意してください。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等

（環境課：0940-36-9092）

・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。

・ごみ減量及びリサイクルに努めてください。

・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。

・資源物回収ボックスの設置をお願いします（ボックスは市が貸与）。

- (4) 防災・防犯対策への協力（防災企画課：0940-36-5050）

・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。

- (5) 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）

・騒音、振動規制法及び環境基準法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。

- (6) 街並みづくり等への配慮等

（都市計画課：0940-36-1484、維持管理課：0940-36-7471）

・建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。

・屋外広告物については、設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占用となり、原則許可できません。

- ・建築物等は地区計画に適合したものとし、届出が必要な場合は工事着手の30日前までに届出書を提出してください。
- (7) その他（「水路占用協定」及び「調整池管理協定」について）  
（下水道課：0940-36-4136）
- ・令和2年8月20日付で合意した宗像市、株式会社イズミ及び株式会社LIXILビバの三者で合意した「地位継承に関する合意書」の事項について「ビバモール赤間」の責任者へ周知を行ってください。
  - ・継承事項である「水路占用協定」及び「調整池管理協定」の目的や事項を十分に理解した上で、工作物の維持管理を行い、調整池の調整機能の確保や危険防止に努めてください。
  - ・店舗敷地として利用している市有水路（田久幹線）については、宗像市下水道条例第21条の規定により、3年ごとの「制限行為許可申請書（継続）」を提出するとともに占用料（制限行為）を納付してください。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ツルハドラッグ江頭エーザイ店
- (2) 所在地 大川市大字幡保157番地 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更計画については、市の条例等に抵触する問題もなく、周辺的生活環境保持の見地からも、特に問題ありません。

### 公告

黒土北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 退任理事

氏名	住所
前田 龍吉	豊前市大字岸井344番地

### 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1)第18231号	エイチキューブ株式会社 代表者 由利 慎司	福岡市博多区比恵町11-7ニュー ーいわきビル105

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

苺田町大字苺田2912番1、2912番5から2912番11まで並びに大字堤2913番1から2913番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
京都郡菟田町大字南原1685番7  
株式会社万里不動産  
代表取締役 藤川 敏

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市川久保一丁目10番1から10番3まで及び10番14
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 永松 文彦

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡菟田町大字堤字道田2947番13から2947番22まで、2953番1から2953番30まで並びに大字菟田字道田2952番1から2952番8まで並びに字千町3309番1、3309番9から3309番13まで並びに字原ノ辻3331番2及び3331番3まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号  
東宝ホーム株式会社

代表取締役 渡部 通

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字江辻字江辻尾840番2、841番1、841番2、842番1から842番3まで、843番1から843番3まで、844番1、844番2、844番4、844番5、844番7から844番9まで、845番、847番、848番3、848番10、848番18から848番20まで、850番、850番2、851番、852番、853番2、854番2、861番2、861番16から861番19まで、875番2、876番4、876番5及び931番並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
熊本県上益城郡甲佐町大字白旗1900番1  
株式会社大福物流  
代表取締役社長 木村 嘉宏

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで理容師法施行細則（昭和34年福岡県規則第42号）等の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
今回の規則改正は、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労

働省令第140号)の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 2 年 12 月 15 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市花鶴丘一丁目8番3、8番4、8番8及び8番9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市駅東二丁目3番8号

株式会社高原Planning

代表取締役 高原 章

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第111号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和2年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

84,818

福岡県選挙管理委員会告示第112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和2年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

630,111

福岡県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和 2 年 12 月 25 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選 挙 区 名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,579
北九州市小倉北区	51,000
北九州市小倉南区	58,324
北九州市若松区	22,823
北九州市八幡東区	18,702
北九州市八幡西区	70,068
北九州市戸畑区	16,177
福岡市東区	84,433
福岡市博多区	65,896

福岡市中央区	54,627
福岡市南区	71,959
福岡市城南区	34,863
福岡市早良区	59,444
福岡市西区	56,226
大牟田市	32,129
久留米市	83,430
直方市	15,655
飯塚市・嘉穂郡	39,243
田川市	13,038
柳川市	18,373
八女市・八女郡	22,929
筑後市	13,495
大川市・三潞郡	13,459
行橋市	20,257
中間市	11,818
小郡市・三井郡	20,459
筑紫野市	28,632
春日市	30,639
大野城市	27,403
宗像市	26,775
太宰府市	19,742
古賀市	16,284
福津市	17,991
うきは市	8,137
宮若市・鞍手郡	14,287
嘉麻市	10,599
朝倉市・朝倉郡	23,521

みやま市	10,472
糸島市	28,038
那珂川市	13,474
糟屋郡	62,098
遠賀郡	25,881
田川郡	21,570
京都郡	15,549
築上郡・豊前市	16,146

#### 福岡県選挙管理委員会告示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合は、各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

令和2年12月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

海 区 名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	325
筑前海区	869
福岡県有明海区	759

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第283号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和3年2月25日（木） 午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第284号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年3月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和3年3月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和3年3月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年3月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	各15名

## 3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第285号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年12月25日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和3年2月2日（火） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
令和3年2月12日（金） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室A	八女警察署
令和3年2月17日（水） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷一丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
令和3年2月21日（日） 午前1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

**雑 報**

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2370回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年4月1日から  
令和3年4月20日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 84,900,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,625,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,800,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2371回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,200,000,000円  
600万通
- 3 証券金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和3年4月1日から  
令和3年6月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 570,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 114,939,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 66,240,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2372回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証券金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和3年4月7日から  
令和3年5月4日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,578,600円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 33,120,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2373回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年4月21日から  
令和3年5月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 124,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,937,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,200,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2374回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年5月12日から  
令和3年6月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,947,290円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,200,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2375回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年6月2日から  
令和3年6月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 130,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## の事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 31,069,390円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,200,000円

## 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

## 1 名称 第2376回西日本宝くじ

## 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

## 3 証票金額 1枚 200円

## 4 発売期間 令和3年6月5日から

令和3年6月22日まで

## 5 当せん金の総額 発売総額に対し 268,900,000円

## 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,281,490円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 36,720,000円

## 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

## 1 名称 第2377回西日本宝くじ

## 2 発売総額及び通数 400,000,000円

200万通

## 3 証票金額 1枚 200円

## 4 発売期間 令和3年6月16日から

令和3年7月12日まで

## 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円

## 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 38,313,000円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,080,000円

## 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2378回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年6月23日から  
令和3年7月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 222,400,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,040,940円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,600,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2379回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年6月23日から  
令和3年7月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,947,290円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,200,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2380回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和3年7月28日から  
令和3年8月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 87,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,632,590円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,800,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2381回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
700万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年7月28日から  
令和3年9月28日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 665,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 134,095,500円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 77,280,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2382回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和3年8月4日から  
令和3年8月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,638,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 33,120,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2383回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
1組10万通 30組
  - 3 証票金額 1枚 200円
  - 4 発売期間 令和3年9月1日から  
令和3年9月21日まで
  - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 268,900,000円
  - 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
  - 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,555,390円
  - 8 その他発売経費 発売総額に対し 36,720,000円
  - 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2384回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
  - 3 証票金額 1枚 200円

- 4 発売期間 令和3年9月15日から  
令和3年10月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 47,855,500円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 27,600,000円
- 9 受託申請期限 令和3年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和2年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2385回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
1組10万通 20組
  - 3 証票金額 1枚 100円
  - 4 発売期間 令和3年9月29日から  
令和3年10月19日まで
  - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 84,900,000円
  - 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
  - 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,713,990円

8 その他発売経費 発売総額に対し 14,800,000円

9 受託申請期限 令和3年1月15日

### 福岡県男女共同参画審議会公告

第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年12月25日

福岡県男女共同参画審議会  
会長 樗木 晶子

#### 1 意見募集の結果

第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

提出された意見の総数 16件

総論 3件

柱1「男女がともに活躍できる社会の実現」について 5件

柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」について 6件

柱3「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」について 2件

#### 2 答申の要旨

第5次福岡県男女共同参画計画の考え方について（答申）

##### 第1部 総論

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 基本理念

4 計画の期間

5 計画の背景

6 第4次計画の成果と課題

7 施策体系

#### 第2部 施策の方向

##### 柱1 男女がともに活躍できる社会の実現

###### 1-(1) 働く場における女性の活躍推進

① 男女の均等な雇用及び待遇の確保

② 雇用の場における女性の育成・登用推進

③ 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援

④ 女性の就業支援

⑤ 農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進

###### 1-(2) 働き方改革、仕事と生活の両立

① 多様で柔軟な働き方の推進

② 仕事と生活が両立できる環境の整備

###### 1-(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

① 自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進

② 地域づくり・社会活動における女性の活躍推進

③ 男性の暮らし方の変革

###### 1-(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

##### 柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

###### 2-(1) 人権を侵害する暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

② 性暴力等の根絶及び被害者支援

③ セクシュアルハラスメントの防止

###### 2-(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

① ひとり親家庭等への支援

② 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備

###### 2-(3) 生涯を通じた男女の健康支援

① 生涯にわたる男女の健康支援

② 妊娠・出産の健康支援

③ 女性のスポーツ活動の推進

2-(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

3-(1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

① 性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

② SDGsの理解促進

3-(2) 学校教育における男女共同参画の推進

① 男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

② 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第3部 推進体制

1 福岡県男女共同参画審議会

2 福岡県男女共同参画行政推進会議

3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」

4 市町村との連携

5 福岡県女性の活躍応援協議会

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) をご覧ください。

### 福岡県男女共同参画審議会公告

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年12月25日

福岡県男女共同参画審議会

会長 梶木 晶子

1 意見募集の結果

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）

提出された意見の総数 2件

目標1「DV根絶のための啓発・教育の推進」について 1件

目標2「誰もが安心して相談できる体制の充実」について 1件

2 答申の要旨

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の考え方について（答申）

第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨

2 計画の性格

3 計画の期間

4 DVをめぐる福岡県の現状

5 これまでの成果と今後の課題

(1) これまでの取組みと成果

(2) 今後重点的に取り組むべき課題

6 施策体系

第2部 計画の内容

柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進

(1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

(2) 被害の早期発見、深刻化の防止

柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実

(1) 相談体制の充実

(2) 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応

柱3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保

(1) 一時保護体制の充実

(2) 同伴家族に対するケアと支援

(3) 被害者の安全確保

柱4 被害者の自立のための支援

(1) 住宅の確保支援

(2) 生活の安定に向けた支援

(3) 被害者情報の保護と各種手続きの支援

柱5 関係団体との連携

(1) 連絡会議等の開催

(2) 市町村との連携

(3) 民間団体との連携

(4) 苦情への適切な対応

第3部 推進体制

1 県の推進体制

2 市町村との連携

3 民間団体との連携

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) をご覧ください。

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第941号の2

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための家きん等の移動禁止（令和2年12月福岡県告示第877号の3）の一部を次のように改正し、令和2年12月14日から適用する。

令和2年12月14日

福岡県知事 小 川 洋

#### 「2 搬出制限区域

(1) 宗像市（神湊、朝野、朝町、稲元、稲元一丁目、稲元二丁目、稲元三丁目、稲元四丁目、稲元五丁目、稲元六丁目、稲元七丁目、王丸、大井、大井台、大穂町、河東、久原、栄町、三郎丸、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、三郎丸三丁目、三郎丸四丁目、三郎丸五丁目、三郎丸六丁目、自由ヶ丘、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、自由ヶ丘五丁目、自由ヶ丘六丁目、自由ヶ丘七丁目、自由ヶ丘八丁目、自由ヶ丘九丁目、自由ヶ丘十丁目、自由ヶ丘十一丁目、自由ヶ丘西町、城西ヶ丘一丁目、城西ヶ丘二丁目、城西ヶ丘三丁目

、城西ヶ丘四丁目、城西ヶ丘五丁目、城西ヶ丘六丁目、須恵、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、須恵四丁目、田久、田久一丁目、田久二丁目、田久三丁目、田久四丁目、田久五丁目、田久六丁目、田熊、田熊一丁目、田熊二丁目、田熊三丁目、田熊四丁目、田熊五丁目、田熊六丁目、武丸、土穴、土穴一丁目、土穴二丁目、土穴三丁目、土穴四丁目、東郷、東郷一丁目、東郷二丁目、東郷三丁目、東郷四丁目、東郷五丁目、東郷六丁目、名残、野坂、葉山一丁目、葉山二丁目、原町、ひかりヶ丘一丁目、ひかりヶ丘二丁目、ひかりヶ丘三丁目、ひかりヶ丘四丁目、ひかりヶ丘五丁目、ひかりヶ丘六丁目、ひかりヶ丘七丁目、日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、平等寺、富地原、曲、光岡、緑町、村山田、用山、山田、自由ヶ丘南一丁目、大谷、泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、広陵台一丁目、広陵台二丁目、広陵台四丁目、広陵台五丁目、青葉台一丁目、天平台、桜一丁目、樟陽台一丁目、樟陽台二丁目、和歌美台、桜美台、アスティ一丁目、アスティ二丁目、くりえいと一丁目、くりえいと二丁目、くりえいと三丁目、赤間一丁目、赤間二丁目、赤間三丁目、赤間四丁目、赤間五丁目、赤間六丁目、赤間文教町、石丸、石丸一丁目、石丸二丁目、石丸三丁目、石丸四丁目、徳重、徳重一丁目、徳重二丁目、陵巖寺、陵巖寺一丁目、陵巖寺二丁目、陵巖寺三丁目、陵巖寺四丁目、公園通り二丁目、公園通り三丁目、神湊井牟田、神湊中町、地島、田島、多禮、深田、牟田尻、牟田尻新屋敷、牟田尻浜久保、牟田尻牟田尻下、平井一丁目、平井二丁目、平井三丁目、三倉、赤間駅前一丁目、赤間駅前二丁目、宮田一丁目、宮田二丁目、大井南、池浦の一部（県道97号線北西側を除く）、大穂の一部（県道503号線北西側）、吉留の一部（県道29号線北側かつ県道87号線西側）

(2) 福津市（在自、大石、小竹、小竹一丁目、小竹二丁目、勝浦、光陽台六丁目、須多田、津屋崎、津屋崎二丁目、津屋崎五丁目、津屋崎七丁目、津屋崎八丁目、手光、奴山、東福岡一丁目、東福岡二丁目、東福岡三丁目、東福岡四丁目、東福岡五丁目、東福岡六丁目、東福岡七丁目、東福岡八丁目、宮司、宮司六丁目、村山田、生家、若木台一丁目、若木台二丁目、若木台三丁目、若木台四丁目、若木台五丁目、若木台六丁目、渡、星ヶ丘、宮司元町、八並の一部（八並公民館・許

斐山頂を結ぶ線より北側)、宮司ヶ丘の一部(17~30))

- (3) 遠賀郡岡垣町(大字海老津、大字黒山、大字上畑、大字高倉、大字手野、大字糠塚、大字野間、大字三吉、大字山田、大字吉木、公園通り一丁目、公園通り二丁目、公園通り三丁目、鍋田一丁目、鍋田二丁目、東高陽一丁目、東高陽二丁目、東高陽三丁目、松ヶ台一丁目、松ヶ台二丁目、松ヶ台三丁目、松ヶ台四丁目、松ヶ台五丁目、南高陽、山田峠一丁目、山田峠二丁目、旭台一丁目、旭台二丁目、旭台三丁目、旭台四丁目、旭台五丁目、旭南、高陽台一丁目、高陽台二丁目、高陽台三丁目、東松原一丁目、東松原二丁目、東松原三丁目、百合ヶ丘一丁目、百合ヶ丘二丁目、桜台、東山田一丁目、東山田二丁目、海老津駅前、中央台一丁目、中央台二丁目、中央台三丁目、中央台四丁目、中央台五丁目、中央台六丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、野間五丁目、東高倉一丁目、東高倉二丁目、海老津駅南一丁目、海老津駅南二丁目、海老津駅南三丁目、吉木西一丁目、吉木西二丁目、吉木東一丁目、吉木東二丁目、海老津一丁目、海老津二丁目、海老津三丁目、野間南、大字戸切の一部(県道87号線西側))
- (4) 遠賀郡遠賀町(大字尾崎)」を削る。